

学校法人ガバナンス改革会議（第10回）	資料
令和3年11月19日（金）	

学校法人ガバナンス改革会議
報告書骨子案

1. ガバナンス改革会議設置の経緯、趣旨

- 学校法人に関する不祥事案が頻発しており、ガバナンス強化のための機関設計の見直し及び事業運営に関する情報開示等の必要性がこれまでも増して認識されている。
- 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、「公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う」とされた。
- 2020年1月に「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」が設置され、2021年3月に「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」が公表された。
- 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、文部科学大臣直属の会議として文部科学事務次官決定により外部有識者で構成される「学校法人ガバナンス改革会議」を設けて検討を行い、制度改革に向けた抜本改革案の全体像を年内に取りまとめて、大臣に報告することとされた。
- 公益法人として各種免税等税制上の優遇を受けることにより、国民から隠れた補助金（tax expenditure）を享受する学校法人制度について、社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、それらと同等のガバナンス機能が確実に発揮できる制度改革を目的とするものであり、検討事項は①新法人制度の改革案（ガバナンス機能を発揮する機関設計のあり方）、②規模等に応じた取り扱いである。

2. 新法人制度の改革案（新たな学校法人の機関設計）

(1) 機関設計の全体像

- 評議員会、評議員
- 理事会、理事
- 監事
- 会計監査人

(2) 評議員・評議員会の職務・役割、選任

I. 評議員会の権限等

- 評議員会を最高監督・議決機関とする
- 一定の重要事項につき評議員会の議決を要する
 - ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
 - ・ 中期計画
 - ・ 事業計画
 - ・ 予算・決算
 - ・ 借入金
 - ・ 重要な資産の処分
 - ・ 役員の報酬等の基準
 - ・ 寄附行為の変更（「寄附行為」は「定款」に名称を変更する）
 - ・ 合併や解散、重要な保証等
 - ・ その他学校法人の経営に関する重要な事項
- 評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない（一般法人法 178 条 3 項）
- 理事の選任に関して諮問委員会をおくことができる（選任・解任の透明性を担保するため、選定理由及びプロセスの公開を求める）

II. 選任・解任、適格基準

- 理事会・理事による評議員選任・解任は認めない
- 評議員を選定するための委員会を設置する（選任・解任の透明性を担保するため、選定理由及びプロセスの公開を求める）
- 解任権限は評議員会に与える
- 所轄庁による解任勧告の対象とする
- 現役の理事や教職員との兼任は認めない
- 理事及び教職員の地位にあった者は、5 年経過後は評議員に就任することができる
- 各役員・各評議員の親族・特殊関係者については、評議員への就任を禁止する
- 他の特定の団体・法人の関係者が一定数を占めることを禁止する

III. 任期、員数

- 理事の任期よりも長いもの（倍以上）とするよう定める（再任は妨げない）
- 最低員数（3 名以上）を定める

IV. 義務、責任

- 法人とは委任関係であり、善管注意義務を負う

- 法人及び第三者に対して損害賠償責任を負う
- 評議員は計算書類等の謄写本の請求をすることができる
- 評議員による役員解任の訴え、理事の違法行為の差し止め請求等の仕組みを導入する

(3) 理事・理事会の職務・役割、選任

I. 理事の選任、解任、適格基準

- 理事の選任・解任は評議員会が行う
- 一定の解任事由を定める（職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき、心身の故障）
- 他の特定の団体・法人の関係者が一定数を占めることを禁止する

II. 理事の任期、員数

- 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする（再任は妨げない）
- 最低員数（5 名以上）を定める

III. 理事の権限、義務等

- 理事（及び監事）は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない（一般法人法 190 条）

IV. 理事会

- 理事会は、重要な業務執行の決定を理事に委任してはならない（一般法人法 90 条 4 項）
- 学長・校長等は理事会が選定・解職する
- 理事会の議事録を作成しなければならない（議事録は評議員に提供する）

V. 理事長

- 理事長は、理事会が選定・解職するものとし、評議員会が承認する
- 理事長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（一般法人法 91 条 2 項）

(4) 監事の職務・役割、選任

I. 監事の選任、解任、適格基準

- 監事の選任・解任は評議員会が行う

- 一定の解任事由を定める（職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき、心身の故障）
- 監事は、当該法人の理事又は使用人を兼ねることができない（子法人の役員、使用人についても同様）
- 各理事の親族・特殊関係者については、監事への就任を禁止する
- 評議員会において監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる（一般法人法 74 条 1 項）
- 外部監事の独立性（監事就任前に理事又は教職員でなかった期間）の強化について、公益法人を踏まえて検討する

II. 監事の任期

- 監事の任期は、理事の任期の倍以上の期間とする（再任は妨げない）

III. 監事の権限、義務等

- 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない（私学法 37 条 3 項 5 号を一般法人法 100 条相当の義務に拡充する）
- （「財産の状況」ではなく）財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を監査する
- 子法人の業務・財産の状況も調査することができる（連結・実質支配グループについて対象とする）
- 法人・理事間の訴えで法人を代表する
- 評議員から監事への報告義務
- 理事会の招集通知の対象に監事を加える
- 理事会に出席して意見を述べるができる
- 理事会の議事録は監事も確認することとする

(5) 会計監査人・計算書類

- 私立学校振興助成法に基づく会計監査制度は維持する
- その上で、学校法人の機関として会計監査人の設置を義務付ける
- 「私学法に基づく監査」と「私立学校振興助成法に基づく監査」が重複しないように「助成法」に基づく計算書類等も私学法に基づく計算書類等に取り込み、作成と監査の一元化を図る
- 学校法人の財産目録・貸借対照表等の作成期限は、毎会計年度終了後 3 か月以内とする

- 学校法人会計基準は、根拠法令を私立学校振興助成法から私立学校法に変更し、両法律の趣旨に適合した学校法人会計基準を策定する
- 会計監査人の選解任、権限・義務、任期等については一般法人法の定め準じて以下のとおりとする
 - 評議員会の決議により選任・解任する
 - 一定の解任事由を定める（職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき、心身の故障）
 - 公認会計士又は監査法人でなければならない
 - 評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する
 - 会計監査人は、理事の不正行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、監事に報告しなければならない
 - 会計監査人は監査意見が異なるとき、或いは出席要求決議があるとき評議員会に出席して意見陳述することができる
 - 評議員会において会計監査人の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるすることができる
 - 子法人の業務・財産の状況も調査することができる（連結・実質支配グループについて対象とする）
 - 任期は原則として選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする
 - 学校法人与会計監査人との関係は委任関係
 - 法人及び第三者に対して損害賠償責任を負う（会計監査報告の重要事項の虚偽については、過失責任）

(6) 内部統制システム

- 理事の職務の執行が、法令及び定款（寄附行為）に適合することを確保するための体制
その他法人の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する義務を課する
- 監事は、内部統制システムの実効性を監査する（監査報告書の内容に含める）

(7) 事業活動実態に関する情報開示

- 財務情報及び事業報告書は、統一した様式に基づいて作成する（評議員会の構成や理事の選任方針、理事長退任者の経営への関与、内部統制システム等の学校法人のガバナンスに関する情報を積極的に開示する）
- 財務情報は、セグメント（学校、附属施設等の部門）に分けて記載することを基本とする
- 財務情報及び事業報告書は、学校法人共通のプラットフォームで開示する

- 事業報告書の統一様式、計算書類の作成基準、開示基準、開示場所等の事項は、別途設置する委員会又は本委員会の分科会において検討すべきである（検討組織は、日本公認会計士協会等の公的な機関を中心に、当事者でないメンバーで組成し、私大関係者などの当事者からはヒヤリングにとどめるべきである）

(8) その他の事項

- 「寄附行為」の名称を「定款」に変更する

3. 規模等に応じた取扱い

「新法人制度の改革案」は、原則として、上記2.に記載する全事項について、文部科学大臣所轄学校法人（大学、短期大学及び高等専門学校を設置している学校法人）に対して適用する

それ以外の都道府県知事所轄学校法人（都道府県が所轄する学校・専修学校等のみを設置している学校法人）については、上記2.に記載する事項のうち、法人の基本的な機関設計に関する事項（2.(1)～(4)及び(8)）を原則として適用し、施行までに十分な準備期間が確保されるよう配慮する

会計監査人の設置などそれ以外の事項（2.(5)～(7)）は、公益法人等に倣い、学生数、教職員数、収支など規模による社会的な重要性和影響度を勘案した一定規模以上の学校法人に適用するとともに、施行後の状況や他法人制度の見直しの状況も踏まえ、規模に関する基準の引き下げ（適用範囲の拡大）を検討する

なお、上記の規模に満たない学校法人も、私立学校振興助成法に基づく監査を受ける場合が多いことも踏まえ、任意に会計監査人を置くことができるようにする